

お客さま 各位

当金庫による「取引の制限等」についてのご協力のお願い

標記については、当金庫の「普通預金(無利息型普通預金を含む)規定」の第12条(取引の制限等)第2項により、当金庫からの資料の提出のお願いにお客さまから回答がいただけない場合や、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある口座等の利用や取引が疑われる場合、あるいは将来的にその危険性があると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合がありますことについて、ご理解いただきたくお願いするものです。

お取引の制限等は、下記のような事象に該当したお客さま、またはお取引等を対象としますので、ATM等にてお取引が不能となった場合は、窓口にお問い合わせをお願いします。

記

『入出金』を停止させていただく場合

- お取引目的と相違した利用状況で不正使用が疑われるお客さま
- 在留期限がある外国籍のお客さまで在留期限を経過したお客さま など

『振込入金』を停止させていただく場合

- 個人の方が使用される口座等に複数のお振込みが発生した場合
- 長期間使用されていなかった口座に少額の入金(振込み含む)が確認された場合 など

『ATMでの現金出金』および『キャッシュカードによるATM振込』、『インターネットバンキング等による振込み』を制限または停止させていただく場合

- 当金庫に登録いただいた住所地に郵便物が届かないお客さま
- 定期的にご依頼するお取引目的の確認にに応じていただけないお客さま など

『お求めのお取引の受付』を窓口でお断りする場合

- 窓口においての情報確認に合理的な理由がなく協力いただけないお客さま
- 窓口における情報確認の際に取引目的等の説明が不自然と思われるお客さま など

以上

